

関税割当公表 新旧対照表

【令和 6 年 11 月 29 日付け 6 輸国第 2876 号 関税割当公表第 TRQ-2 号】

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 ～第 3 （略） 第 4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間 期間開始日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日を期間開始日とし、期間終了日が行政機関の休日の場合は翌開庁日を期間終了日とする。 1 各年度における提出期間 (1)・(2) （略） (3) 第 3 回割当て 期間開始日 <u>11 月第 1 火曜日</u> 期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日 直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。 (2) 及び (3) の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）と各提出期間の開始日の 4 週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量との合計（以下「割当可能数量」という。）が 1 t 以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。 なお、(2) 及び (3) の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の 2 週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）の午後 2 時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。 2 （略） 第 5 ～第 7 （略） 第 8 申請上限数量及び割当基準 次の 1 から 3 までにおいて、1 つの使用（販売）計画に対して重	第 1 ～第 3 （略） 第 4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間 期間終了日が行政機関の休日の場合は、<u>翌開庁日</u>を期間終了日とする。 1 各年度における提出期間 (1)・(2) （略） (3) 第 3 回割当て 期間開始日 <u>12 月第 2 火曜日</u> 期間終了日 期間開始日の翌週の月曜日 直接持ち込む場合において、各提出期間内に行政機関の休日が含まれる場合は、当該休日を除く。 (2) 及び (3) の割当てについては、各年度でそれ以前に実施された割当てにおいて割り当てられなかった数量（残数量）各提出期間の開始日の 4 週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が 1 t 以上ある場合に限り、関税割当申請書等の提出を受けて、割当てを行うこととする。 なお、(2) 及び (3) の割当ての実施の有無及び割当てを実施する場合の割当可能数量は、各提出期間の開始日の 2 週間前の火曜日（同日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）の午後 2 時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。 2 （略） 第 5 ～第 7 （略） 第 8 申請上限数量及び割当基準 （新設）

改正後	改正前
<u>複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</u> 1 第4の1の(1)の割当て 1 申請者当たりの申請数量は、1,420 t 又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) 2 第4の1の(2)の割当て 第4の1の(2)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、1,420 t、使用（販売）計画数量（割当年度の8月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>3 第4の1の(3)の割当て</u> <u>第4の1の(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の12月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合</u> <u>各申請者に対して申請数量を割り当てる。</u> <u>(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合</u> <u>各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kg に満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kg に満たない申請者に対する割当ては行わない。）。</u> <u>4 (略)</u>	1 第4の1の(1)の割当て 1 申請者当たりの申請数量は、1,420 t 又は割当年度の使用（販売）計画数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。<u>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</u> (1)・(2) (略) 2 第4の1の(2)及び(3)の割当て 第4の1の(2)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、1,420 t、使用（販売）計画数量（割当年度の8月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限、<u>第4の1の(3)の割当てにおける1申請者当たりの申請数量は、使用（販売）計画数量（割当年度の1月初日から3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。</u> <u>なお、1つの使用（販売）計画に対して重複した関税割当申請書等を提出した場合は、重複の事実が確認された全ての関税割当申請を無効とする。</u> (1)・(2) (略) (新設) <u>3 (略)</u>

